

職業安定分科会雇用保険部会（第212回）	参考資料 1
令和 8 年 9 月 29 日	

職業安定分科会雇用保険部会（第211回）	資料 1
令和 8 年 9 月 4 日	

雇用保険制度の概要

雇用保険制度の概要（令和8年8月1日時点）

雇用保険制度：雇用に関する総合的機能を有し、以下を行う制度

- ① 労働者が失業した場合、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために**失業等給付及び育児休業等給付を支給**
- ② 失業の予防、雇用状態の是正・雇用機会の増大、労働者の能力の開発等を図るための**二事業を実施**

雇用保険の被保険者：雇用保険の適用事業に雇用される労働者。ただし、「1週間の所定労働時間が20時間未満である者」、「同一事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない」等の要件に該当する場合、原則、適用対象外。

失業等給付

【求職者給付（基本手当等）・就職促進給付】

- 失業した場合、**離職前賃金の45～80%***を基本手当として、**被保険者期間・離職理由等に応じた給付日数（90～360日）の間、支給。**
- 基本手当の受給資格者が**早期再就職等した場合、再就職手当や就業促進定着手当等を支給。**
* 上下限あり。毎年8月に改定。令和8年8月以降の給付日額は、2,562～9,110円。

【教育訓練給付】

- 労働者の主体的な能力開発を支援するため、雇用保険の被保険者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者等が**厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、教育訓練給付金として、訓練費用の一定割合*を支給。**
* 訓練の類型に応じ、20%（上限10万円）、最大50%（上限25万円）、最大80%（上限年間64万円）。
- **就業規則等に基づき連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得した場合、教育訓練休暇給付金として、休暇開始前賃金の45～80%を、被保険者期間に応じた給付日数（90～150日）の間、支給。**

【雇用継続給付】

- 高年齢雇用継続給付：60歳到達時点の賃金が75%未満となった状態で雇用を継続する高齢者に**賃金の一定割合（10%）等を支給。**
- 介護休業給付金：介護休業をする場合、**最大93日間、休業前賃金日額の67%（3回まで分割可能）を支給。**

育児休業等給付

【育児休業給付】

- 育児休業を取得する場合、**原則子が1歳になるまで、休業開始前賃金の67%***（休業開始から**通算180日まで**。以後は50%）**を支給。**
* 給付は非課税であり、育児休業期間中の社会保険料が免除されることから、実質80%相当。

【出生後休業支援給付】

- 被保険者とその配偶者の両方が子の出生直後に14日以上の子育て休業を取得する場合、**最大28日間、休業開始前賃金の13%を支給*。**
* 育児休業給付と合わせて、**休業前の手取り賃金の実質100%相当**となる。

【育児時短就業給付】

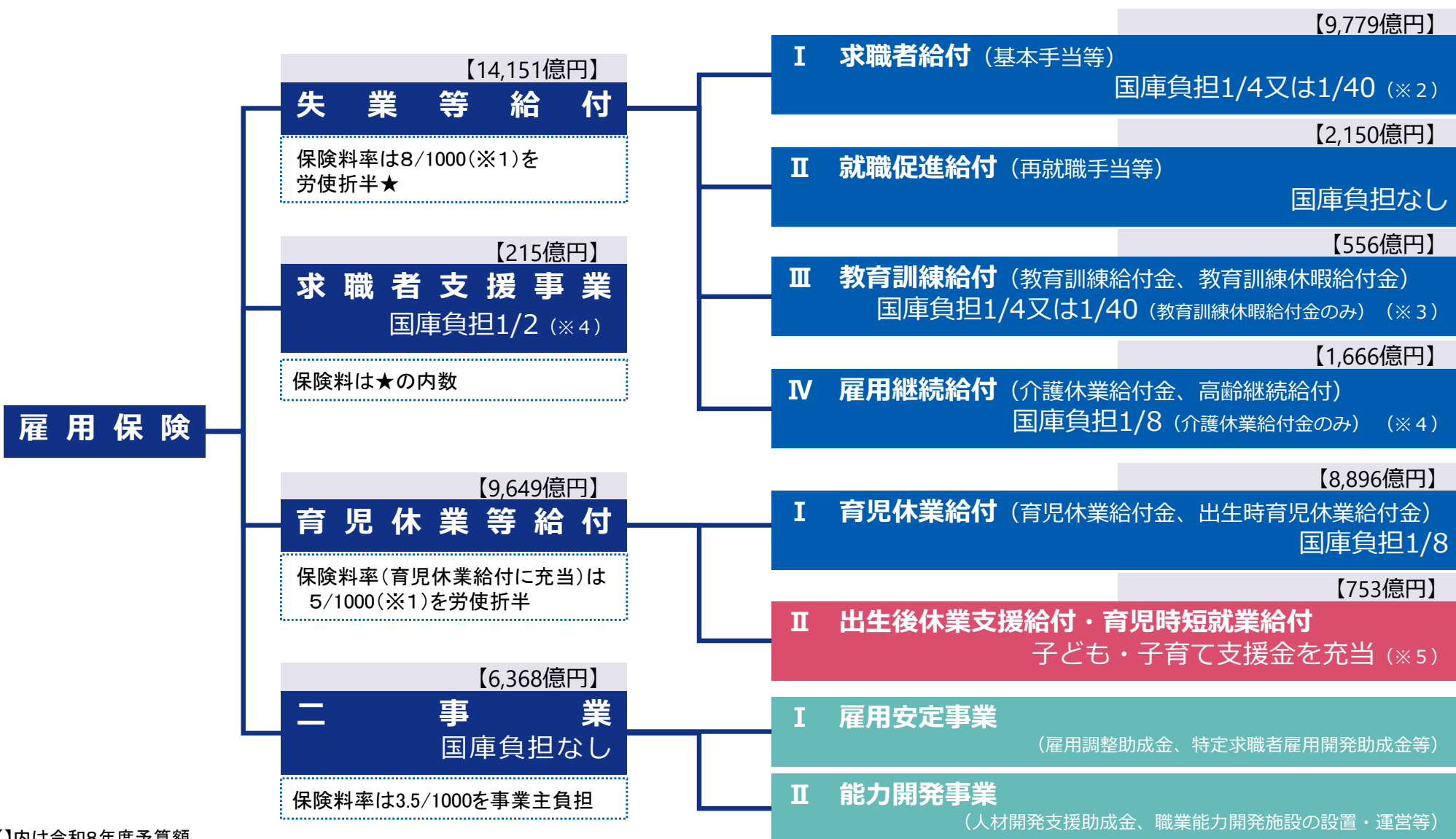
- 子が2歳未満の期間に時短勤務をする場合、**時短勤務時の賃金の10%を支給。**

雇用保険二事業

- **雇用安定事業：**雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、早期再就職支援等助成金など
- **能力開発事業：**人材開発支援助成金、民間等を活用した効果的な職業訓練等の推進など

※財政構造：失業等給付（保険料労使折半）、育児休業給付（保険料労使折半）、雇用保険二事業（保険料使用者負担）は、区分して経理。求職者給付、教育訓練休暇給付金、介護休業給付金、育児休業給付は、国庫負担がある。出生後休業支援給付、育児時短就業給付は、全額、子ども・子育て支援金財源。

雇用保険制度の概要（体系）



【】内は令和8年度予算額。

※1 法律の本則上の保険料率を記載。令和8年度は、失業等給付：6/1000、育児休業給付：4/1000。

※2 国庫負担割合は、政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる(日雇労働求職者給付金については1/3又は1/30)。また、これとは別に、失業等給付及び求職者支援事業に要する費用に充てるため、予算で定めるところにより、国庫から繰入を実施することができる。

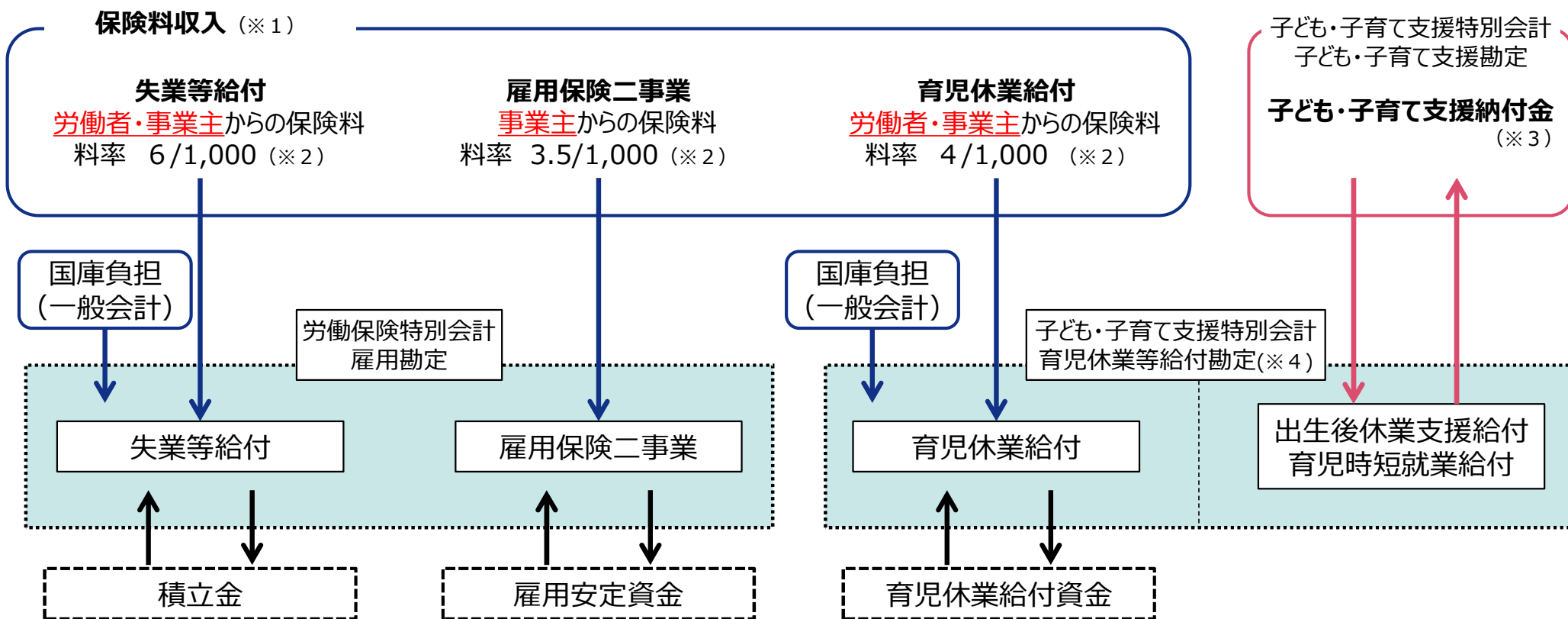
※3 令和7年10月1日施行。国庫負担割合は、基本手当と同様に政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる。

※4 求職者支援事業の国庫負担割合は、当分の間、本則の55%水準に引き下げ。介護休業給付金の国庫負担割合は、令和8年度までの間は、本則の10%水準に引き下げ。

※5 令和7年4月1日施行。財源は全額子ども・子育て支援金であり、雇用保険料は充てられない。

雇用保険制度の財政構造

- 雇用保険では、失業等給付・雇用保険二事業・育児休業等給付を実施。失業等給付・雇用保険二事業を労働保険特別会計の雇用勘定で、育児休業等給付を子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定で経理。
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付が労働者・事業主折半、雇用保険二事業が事業主のみ。
- 出生後休業支援給付・育児時短就業給付は、子ども・子育て支援納付金が財源。



※1 労働保険料として、労災保険料と併せて労働保険特別会計徴収勘定に納入され、同特別会計雇用勘定に繰り入れられる。

※2 令和8年度の保険料率。毎年度の財政状況に応じて弾力的に変更できる仕組みとなっている。

※3 令和8年度は、子ども・子育て支援納付金のほか、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用。

※4 育児休業等給付勘定において、雇用保険料は育児休業給付のみに、子ども・子育て支援納付金は出生後休業支援給付及び育児時短就業給付のみに、充てられる。

雇用保険の適用事業及び被保険者（暫定任意適用について）

適用事業及び被保険者について

○雇用保険は、一部の事業（**農林水産業の個人事業で常時5人未満の労働者を雇用する事業＝暫定任意適用事業**）を除き、労働者が雇用される事業を原則全て適用事業としている。【法5】

○雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者を被保険者としている。【法4 I】

＜適用除外＞【法6】

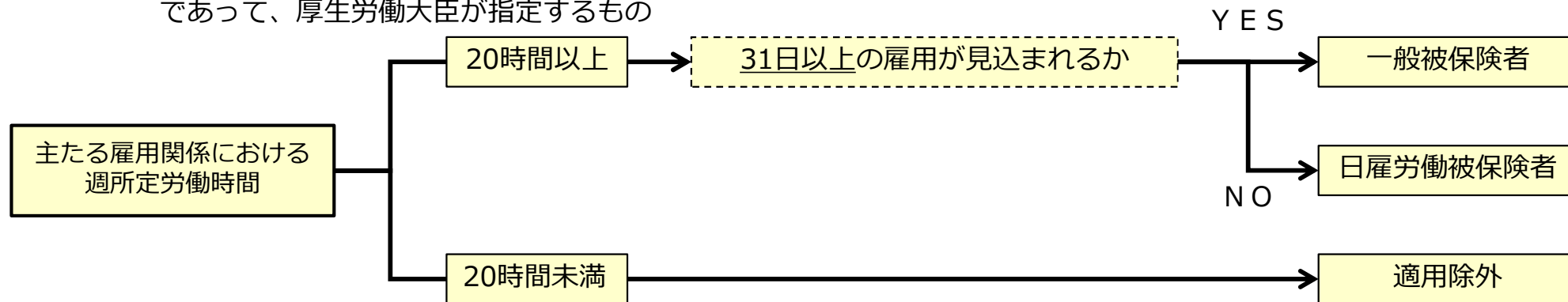
- ① 1週間の所定労働時間が**20時間（※2）**未満である者
- ② 同一の事業主に継続して**31日以上**雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、4か月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間（※2）以上30時間未満である者
- ④ 日雇労働者（※3）であって、適用区域（※4）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
- ⑥ 昼間学生

※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）

※2 令和10年10月以降は「10時間」

※3 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

※4 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの



雇用保険の適用事業及び被保険者

被保険者の種類について

(1) 一般被保険者

被保険者のうち(2)、(3)及び(4)以外の者

(2) 高年齢被保険者【法37の2 I】

65歳以上の被保険者（(3)又は(4)に該当しない者）

(3) 短期雇用特例被保険者【法38 I】

被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者（(4)を除く）

- ① 4か月以内の期限を定めて雇用される者
- ② 所定労働時間が20時間以上30時間未満である者

(4) 日雇労働被保険者【法43 I】

被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当する者及び公共職業安定所長の認可を受けた者をいう。

- ① 適用区域(※)に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

※ 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域（厚生労働大臣が指定する区域を除く。）又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

I 求職者給付

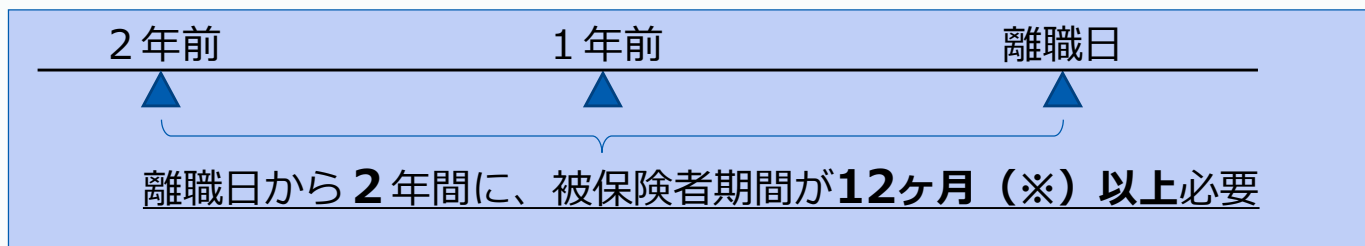
基本手当の受給要件

(1) 基本手当の受給に必要な被保険者期間【法13】

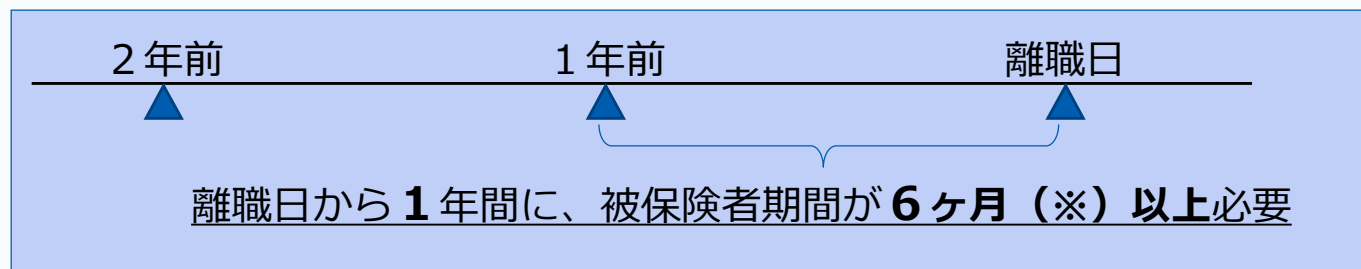
○一般被保険者が失業した際、(i)(ii)のいずれかに該当する場合に支給。

※ 4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

(i) 一般被保険者が離職した場合



(ii) 倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、(i)の条件で受給資格を得られない場合



注) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(法4Ⅲ)

※ 被保険者であった期間のうち、離職日から1ヶ月ごとに区切っていった期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある場合、1ヶ月として計算(法14条1項、3項)

基本手当の賃金日額の上下限・給付率（概要）

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

賃金日額の年齢別上限額【法17】（令和8年8月1日～）

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	3,203円	14,900 円
30歳以上45歳未満		16,540 円
45歳以上60歳未満		18,220円
60歳以上65歳未満		17,400円

基本手当の給付率【法16】（令和8年8月1日～）

（60歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
3,203 - 5,480 円	80%	2,562 - 4,384 円
5,480 - 13,490 円	80 - 50%	4,384 - 6,745 円
13,490 - 18,220 円	50%	6,745 - 9,110 円

（60歳以上65歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
3,203 - 5,480 円	80%	2,562 - 4,384 円
5,480 - 12,120 円	80 - 45%	4,384 - 5,454 円
12,120 - 17,400 円	45%	5,454 - 7,830 円

基本手当の所定給付日数

(イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		150 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

(ロ) 一般の離職者（(イ)又は(ハ)以外の者）

被保険者であった 期間 区分	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢	90 日	120 日	150 日

※ 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、令和 9 年 3 月 31 日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
45 歳未満	150 日	300 日			
45 歳以上 65 歳未満		360 日			

離職理由による基本手当の給付制限期間・被保険者期間・所定給付日数の比較

離職理由による区分		給付制限期間	受給に必要な被保険者期間	所定給付日数
特定受給資格者	倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者	なし	離職前 1 年以内に 6 か月	90日～330日
特定理由 離職者	期間の定めのある労働契約について更新を希望したにも関わらず更新されなかったことにより離職した者			90日～330日 ※令和 9 年 3 月 31 日までの 暫定措置
	その他やむを得ない理由により 離職した者		90日～150日	
その他	定年・契約期間満了により離職した者	離職前 2 年以内に 12 か月		
	正当な理由がなく自己の都合により離職した者			1 か月（※） （ 5 年以内に 2 回を超える 場合は 3 か月）
	自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された者	3 か月		
就職困難者 （障害者等）		（離職理由による）	（離職理由による）	150日～360日

※ 令和 7 年 3 月 31 日以前に離職した場合には、給付制限 2 か月（ただし、5 年間で 3 回以上の自己都合離職の場合には 3 か月）。また、受講指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合に加えて、離職期間中や離職日前 1 年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合に、給付制限を解除。

延長給付（基本手当の給付日数の特例）の概要

(イ) 訓練延長給付【法24】

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて、基本手当が支給される。

(ロ) 個別延長給付【法24の2】

難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間（最大120日）延長される。

(ハ) 広域延長給付【法25】

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を90日超えて、基本手当が支給される。

(ニ) 全国延長給付【法27】

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率4%超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(ホ) 地域延長給付【法附則5】

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間延長される。（令和9年3月31日までの暫定措置）

（１）技能習得手当【法36】

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給される。

- ・ 受講手当：日額500円（上限：20,000円（40日分））
- ・ 通所手当：運賃相当額（上限：42,500円／月）（注：通所方法により手当額は異なる）

（２）寄宿手当【法36】

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給される。（月額10,700円）

※ 「同居の親族」は、婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

（３）傷病手当【法37】

基本手当の受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後に、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合、基本手当受給期間内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことの認定を受けた日について、支給される。（基本手当の日額に相当する額）

※ 支給日数の限度は、疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないとの認定を受けた受給資格者の所定給付日数から、当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いたものとなる。

求職者給付（高年齢求職者給付金、特例一時金及び日雇労働求職者給付金）

○高年齢求職者給付金【法37の4】

高年齢被保険者が失業した場合であって、離職の日前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合に、基本手当の一定日数分（30日又は50日分）の一時金が支給される。

○特例一時金【法40】

短期雇用特例被保険者が失業した場合であって、離職の前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合に、基本手当日額の30日分（当分の間、40日分）の特例一時金が支給される。

○日雇労働求職者給付金【法45】

日雇労働被保険者が失業した場合であって、失業の日の属する月の前2月間において通算して26日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

- ※1 なお、直近2月の各月に、同一事業主に18日以上雇用された場合又は同一の事業主に継続して31日以上雇用された場合は、日雇労働者に該当しない（公共職業安定所長の認可を受けたときを除く）。
- ※2 受給資格決定月における最大支給日数は、前2月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13日（印紙26～31枚）から17日（印紙44枚以上）までとなる。

等級・日数	給付金日額
①第1級印紙保険料を24日以上納付	7,500円
②第1級及び第2級印紙保険料を24日以上納付（①を除く）	6,200円
③第1級、第2級及び第3級印紙保険料を24日以上納付（①、②を除く） かつ 納付された第1級、第2級、第3級印紙保険料の平均額が、第2級印紙保険料の日額以上である	
①、②、③以外	
	4,100円

Ⅱ 就職促進給付

就業促進手当【法56の3】

(イ)再就職手当

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の70%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

(ロ)就業促進定着手当

再就職手当の受給者が再就職後6月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6月分が支給される（再就職手当支給前の支給残日数の20%が上限額。）。

(ハ)常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合であって、支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者について、支給残日数の40%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される（イの手当を受けられる場合を除く。）。

移転費【法58】

公共職業安定所及び職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く）の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族の移転に要する費用が支給される。

求職活動支援費【法59】

公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、交通費及び宿泊料が支給される。また、面接に際して子どもの一時預かりを利用する場合の費用等についても支給する。

Ⅲ 教育訓練給付等

教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） ・追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・受講費用の40%（上限20万円） ・追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円）	・受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上）		
講座数	3,488講座	1,424講座	12,340講座
受給者数	37,174人（初回受給者数）	7,941人	70,510人
講座指定要件	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校^{文部科学省連携}の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム^{文部科学省連携} ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) ^{経済産業省連携} ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム ^{文部科学省連携} ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	<u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

（注）講座数は令和8年4月時点、受給者数は令和7年度実績（速報値）。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。17

教育訓練給付金の主な指定基準について

次の類型ごとに設定される指定基準を満たす教育訓練を、厚生労働大臣による指定の対象としています。

	類型	教育訓練の期間	講座実績（過去3か年度のいずれかの年度について、以下を満たすこと）
専門実践	業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程	○原則、1年以上3年以内であり、かつ当該資格の取得に必要な最短期間（最短の養成期間が3年の場合は、4年の養成課程も対象）	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム	○職業実践専門過程：2年 ○キャリア形成促進プログラム ・専門課程：1年以上2年未満 ・特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年未満	就職・在職率80%以上
	専門職大学院の専門職学位課程又は外国の大学院の学位を取得するための課程		
	専門職大学院の専門職学位課程 例）教職大学院、法科大学院 等	○2年以内 （資格取得につながるものは、3年以内であり、かつ取得に必要な最低期間）	就職・在職率80%以上（法科大学院は全受験者の平均合格率以上） 直近の認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	外国の大学院の経営管理に関する学位課程		就職・在職率80%以上 経営管理に関する国際認証の取得 等
	大学等の職業実践力育成プログラム	○正規の課程：1年以上2年以内 ○特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上（大学院における正規課程） 就職・在職率80%以上 及び 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	第四次産業革命スキル習得講座等の課程		
特定一般	第四次産業革命スキル習得講座 （IT分野：ITスキル標準レベル3以上、IT利活用分野：ITスキル標準レベル4相当）	30時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上
	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル3以上）		入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	○専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程：4年以内 ○専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程：3年以内	就職・在職率80%以上 認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル2）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
一般	短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が60時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	就職・在職率80%以上
	職業能力評価制度（技能検定又は団体等検定）の合格を目標とする課程	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと ○大学院修士・博士課程：3年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率
	上記に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率

教育訓練支援給付金の概要

教育訓練支援給付金

- 専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く。）を受講し、修了する見込みのある者で一定の要件を満たす者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の60%を訓練受講中に2か月ごとに支給。

（主な要件）

- ・ 一般被保険者でなくなった日から1年（一定の場合は最大4年）以内に受講開始日がある者であること。
- ・ 受講開始日において45歳未満であること。
- ・ 失業の認定を受けていること。
- ・ 基本手当が支給されていないこと。
- ・ 受講開始日前に教育訓練給付金を受けたことがないこと。
- ・ 受講開始日が令和9年3月31日以前であること（令和8年度末までの暫定措置として実施。）。

専門実践教育訓練給付金

在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により延長した場合は最大20年以内）の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの

給付の内容

- 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給
- 訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合、受講費用の10%（上限年間8万円）を追加支給

※ 10年間での支給限度額（原則192万円）が設定されている。

支給要件

- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

教育訓練休暇給付金の概要

- 労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点から、雇用保険被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給するもの。

【令和7年10月1日施行】

対象者・支給要件	- 雇用保険の一般被保険者 - 休暇開始前2年間^{※1}にみなし被保険者期間(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月)が12か月以上あること - 休暇開始前に算定基礎期間(被保険者として雇用された期間)が5年以上あること
給付内容	- 教育訓練休暇を開始した日から1年^{※2}の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ額^{※3}を支給 - 給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日
支給対象	労働協約、就業規則等により設けられた制度に基づき、自発的に^{※4}教育訓練休暇(当該休暇の期間が30日以上であり、かつ、対象教育訓練を受けるものとして、事業主の承認を得たもの)を取得した場合に、その期間内の自己の労働等によって収入を得ていない日について支給
対象教育訓練	- 大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練 - 教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣の指定を受けた講座を実施する施設が行う教育訓練 - その他職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
その他	教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、休暇開始日前の被保険者期間は、基本手当の受給資格決定に用いる期間から除く。ただし、特定教育訓練休暇給付金受給資格者^{※5}については、基本手当の受給資格決定に用いる期間から休暇開始前の被保険者期間を除かない。

※1 疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金の支払いが受けられなかった場合は、最大4年間

※2 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により30日以上教育訓練を受けられない場合は最大4年間

※3 休暇前の賃金・年齢に応じて、2,562～9,110円/日(令和8年8月1日以降の額。毎年8月1日に改定)

※4 事業主の提出書類により、申請者が解雇等の予定がないことを確認。虚偽申告は罰則の対象。

※5 基本手当の特定受給資格者(暫定措置で特定受給資格者とみなされる特定理由離職者の一部を含む。)と同じ。

リ・スキリング等教育訓練支援融資（概要）

○個人のスキルアップ等を支援するため、教育訓練費用及び教育訓練受講中の生活費を融資するもの。【令和7年10月1日施行】

名称	リ・スキリング等教育訓練支援融資事業
事業の位置付	求職者支援制度に基づく事業として実施する。本事業の債務保証及び債務免除に要する費用負担を行う。 ※雇用保険保険料(労使折半)、国庫負担(27.5%(本則50%))
実施主体	労働金庫法に規定する労働金庫
融資対象者	- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第2条に規定する特定求職者であって、過去に通算して3年以上就業したことがある者 - 融資申込時年齢が18歳以上かつ融資開始時の年齢が66歳未満で、最終返済時の年齢が76歳未満である者
融資内容	- 以下を対象に最大2年間分とする。ただし、年収200万円未満の者や離職者に対しては最大1年間分とする。 ✓ 教育訓練費用（教育関連資金（教科書・学用品等）を含む。）の貸付上限：年間120万円 ✓ 生活費の貸付上限：年間120万円（10万円×12ヶ月） - 貸付利率：年2.0%（信用保証料0.5%を含む） - 担保・保証人：不要 - 返済期間：教育訓練修了後から1年間（据置期間）経過後、10年間以内 - 返済方法：元利均等方式（据置期間中は利用残高に応じた利息支払いのみ）
融資対象教育訓練	- 次の教育訓練を対象とする。（1ヶ月未満の教育訓練は対象外） ✓ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が行う教育訓練 ✓ 教育訓練給付金の指定教育訓練実施者が行う教育訓練 ✓ 求職者支援訓練又は公共職業訓練等
インセンティブ措置	- 求職者支援訓練、公共職業訓練又は教育訓練給付金の指定講座を対象として、訓練修了後、雇用保険被保険者として1年以上の雇用継続に繋がり、訓練開始前の貸金と訓練修了後の貸金を比較して以下の要件に該当したときは、それに応じて残債務の一部を免除する。 ✓ 貸金が5%上昇したとき：残債務の30%（上限額は100万円） ✓ 貸金が10%上昇したとき：残債務の50%（上限額は150万円） - 貸付時点において、融資対象者本人の年収が500万円以上の場合は、インセンティブ措置の対象外とする。

IV 雇用継続給付

高年齢雇用継続給付の見直し

給付金の種類

- ① 高年齢雇用継続基本給付金
被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者
- ② 高年齢再就職給付金
基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者
 - a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
 - b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
 - c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

給付額

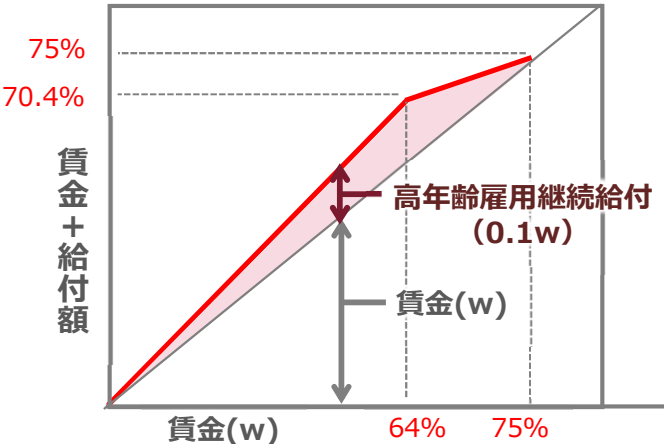
60歳以後の各月の賃金の10%

- ※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.4%を超え75%未満の場合は逡減した率【右図参照】
- ※賃金と給付の合計が月額39万7,369円を超える場合、超える額を減額

支給期間

65歳に達するまでの期間

- ※高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間



(注) %は60歳時点の賃金に対する割合である。

	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	令和2年改正 (令和7年4月施行)
給付率	賃金の原則 25% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・ 80-85% : 給付額は逡減 ・ 85%以上 : 支給しない	賃金の原則 15% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・ 70.15-75% : 給付額は逡減 ・ 75%以上 : 支給しない	賃金の原則 10% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・ 70.4-75% : 給付額は逡減 ・ 75%以上 : 支給しない 23

1 趣旨

労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために介護休業給付を支給する。

2 支給対象事由

労働者が対象家族の介護を行うための休業を行う場合に支給する。

イ 対象家族

- ① 配偶者（事実上婚姻関係にある者も含む。）、父母、子、配偶者の父母
- ② ①に準ずる者（労働者の祖父母、兄弟姉妹、孫）

ロ 対象となる休業

対象家族1人につき3回、通算93日を限度とする。

3 支給要件

雇用保険の被保険者が、介護休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない場合に給付の対象となる。

4 給付額

休業開始前賃金の67%に相当する額

育児休業等給付

育児休業給付の概要

1) 概要

労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、労働者が1歳*¹（一定の場合*²には最長で2歳）未満の子を養育するための育児休業を行う場合*³に、育児休業給付（育児休業給付金及び出生時育児休業給付金*⁴）を支給。

- *¹ 配偶者も子が1歳に達する日以前に育児休業（産後パパ育休含む。）を取得している場合は、1歳2か月（「パパママ育休プラス」）。
- *² 保育所の申込みを行ったが利用できない場合や、子を養育している配偶者が死亡した場合 等
- *³ 育児休業及び産後パパ育休はそれぞれ2回まで分割して取得が可能。
- *⁴ 出生時育児休業給付金は、産後パパ育休（子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能）を取得した場合に支給される。

2) 支給要件

雇用保険の被保険者（原則、週の所定労働時間が20時間以上、31日以上雇用見込み）が育児休業を取得した場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あること。

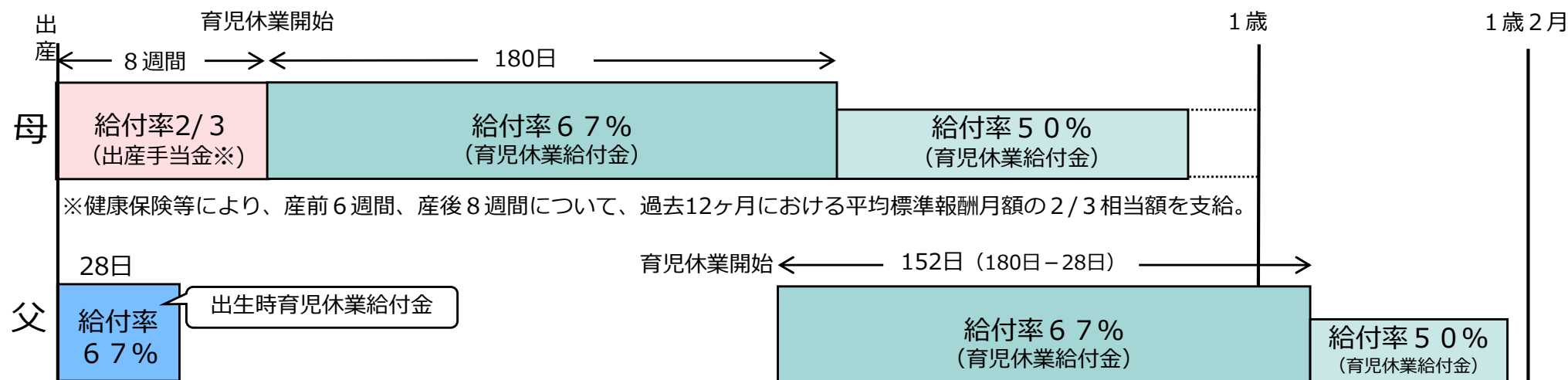
3) 給付額

育児休業開始から180日までは休業開始前賃金の67%相当額*⁵・⁶、それ以降は50%相当額。

- *⁵ 給付は非課税であり、育休中は社会保険料が免除（一定の要件あり）されるため、休業前の手取り賃金と比較した実質的な給付率は8割程度。
また、賃金と給付の合計額が休業開始時賃金月額80%を超える場合は、超過分を減額。
- *⁶ 出生時育児休業給付金の支給日数は、支給率67%の日数である180日に通算される。

〔 育児休業給付の上限額・下限額（支給日数が30日の場合）：上限額 332,454円（248,100円）、下限額 64,380円（48,045円）
（括弧内は給付率50%の場合。いずれも令和9年7月31日までの金額。） 〕

「参考」男女ともに育児休業を取得する場合の例



出生後休業支援給付の概要

1) 概要

- 若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する観点から、子の出生直後の一定期間以内に、原則、被保険者とその配偶者の両方が育児休業を取得する場合に、出生後休業支援給付を支給。

2) 支給要件

- 育児休業給付の支給要件を満たしていること。
- 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者*の両方が14日以上の子育て休業を取得すること。 *配偶者がいない場合等は、配偶者の育児休業取得は要件としない。

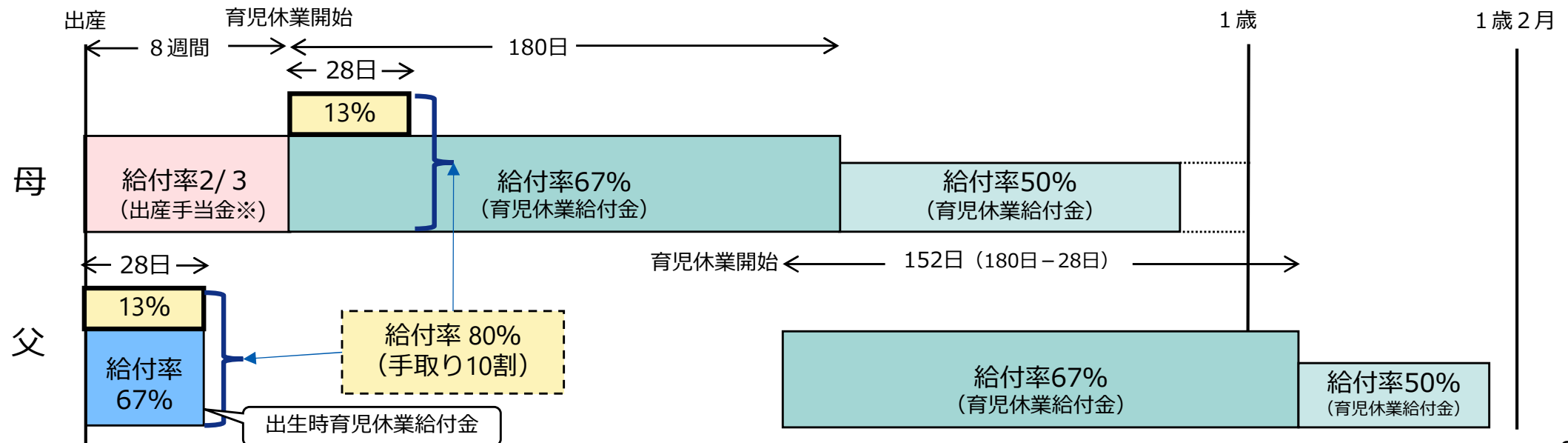
3) 給付額

- 最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額。（育児休業給付とあわせて給付率80%（手取りで10割相当））

【施行日】 令和7年4月1日

【財 源】 子ども・子育て支援金

○給付イメージ：  が出生後休業支援給付金



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。

育児時短就業給付の概要

1) 概要

- 「共働き・共育て」の推進や、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として、時短勤務制度を選択できるようにする、2歳未満の子を養育するために時短就業をする場合に、育児時短就業給付を支給。

2) 支給要件

- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて育児時短就業を開始したこと、又は、育児時短就業開始日前2年間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あること。

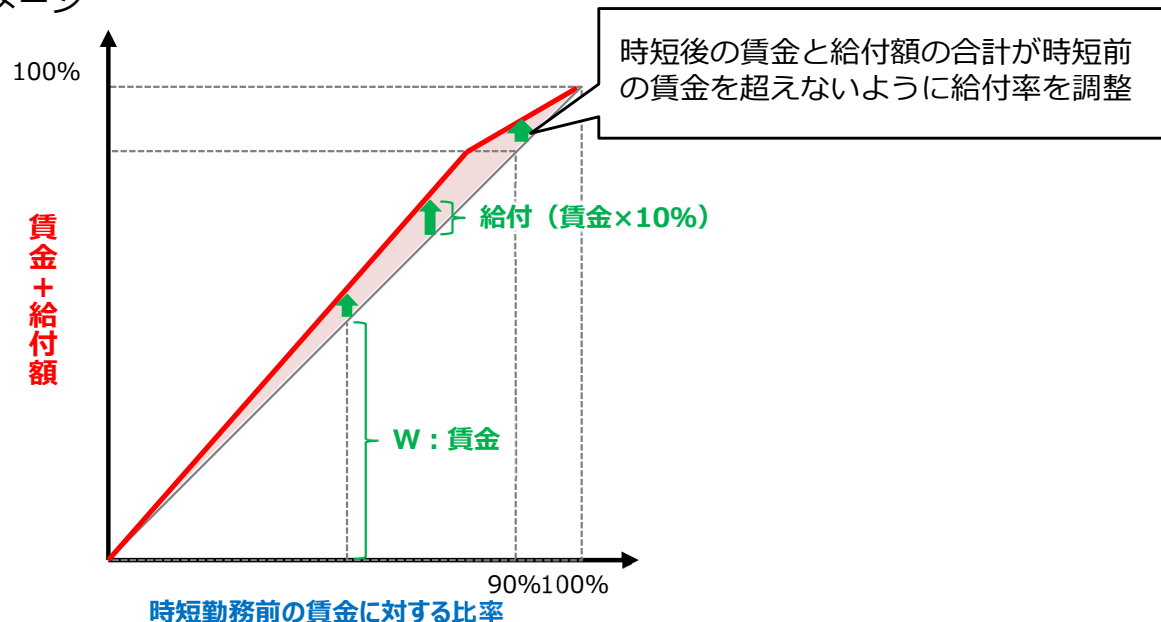
3) 給付額

- 時短勤務中に支払われた賃金額の原則10%。

【施行日】 令和7年4月1日

【財 源】 子ども・子育て支援金

○育児時短就業給付の給付イメージ



雇用保険二事業

雇用保険二事業の概要

雇用保険二事業とは

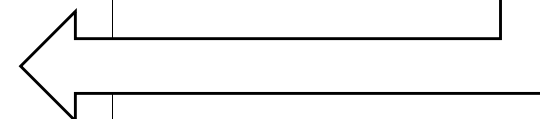
被保険者等に関する失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策をととして、「失業」の予防や再就職を促進し、失業等給付の抑制を図るものとして実施されている事業

事業内容

- ① **雇用安定事業**【令和8年度予算額：4,278億円】
 - 雇用調整助成金（失業予防に努める事業主を支援）
 - 特定求職者雇用開発助成金（就職困難者の雇入れを支援）
 - 両立支援等助成金（仕事と育児・介護の両立支援を推進）
- ② **能力開発事業**【令和8年度予算額：2,022億円】
 - 公共職業訓練の推進
 - ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の運営費等
 - ・民間等を活用した効果的な職業訓練等の推進
 - 人材開発支援助成金（事業主が行う教育訓練への支援）

財源

事業主の保険料（賃金総額の0.35%分）のみを原資。
国庫負担はない。



PDCAサイクル

- 個別の各事業について原則全ての事業を対象に実施。
- 定量的なアウトカム目標（就職率の向上等）を年度単位で設定する。
- 事業実績等のモニタリングを実施し、実績をもとに、事業執行率・目標達成度の観点から評価。
- 評価結果を、次々年度の予算案に反映させる（7年度の評価を9年度予算案に反映させる。）。

求職者支援制度

求職者支援制度について

概 要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**在職中であっても収入が一定額以下の場合**は、給付金を受給しながら、**訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

制度活用の要件

訓練受講の要件

A

- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと**
- 労働の意思と能力があること
- 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと

職業訓練受講給付金の支給要件

B

- **本人収入が月8万円以下**
- **世帯全体の収入が月30万円以下**
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席している**
 - ※ 病気などのやむを得ない事情による欠席の理由を証明できる場合に限る
 - 育児・介護中の者や求職者支援訓練（基礎コース）の受講者については、欠席の理由を証明できなくとも2割までの欠席を認める
- 世帯に同時に職業訓練受講手当を受給している者がいない
- 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

主な対象者

* 職業訓練受講手当の対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者（※）については、通所手当のみ受給可
（※）本人収入12万円以下、かつ世帯収入34万円以下

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]

離職者

雇用保険の適用がなかった方
フリーランス・自営業を廃業した方
雇用保険の受給が終了した方など

在職者

一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） [Aのみ該当する者]

離職者

親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）

在職者

一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
 - 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
 - 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる
- ※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年

求職者支援訓練の種類

	基礎コース	実践コース	
訓練内容	社会人としての基礎的な技能などを付与する訓練	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
訓練期間	2か月から4か月	2か月から6か月	
訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	I T	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
		営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
		医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
		介護福祉	介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など
		デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
		その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	受講者数に応じて定額を支給 6.3万円/人月 → 6.6万円/人月※
実践コース	訓練修了者のうち、安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 60%以上：7.3万円/人月→7.6万円/人月※、35%以上60%未満：6.3万円/人月→6.6万円/人月※、 35%未満：5.3万円/人月→5.6万円/人月※

※令和8年10月開講コースより（+0.3万円引き上げ予定）。

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給。

職業訓練受講給付金の支給額

職業訓練受講手当	月10万円 ※ やむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、原則不支給となるが、育児・介護中の者及び求職者支援訓練（基礎コース）の受講者については、減額したうえで受給可
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円） ※ 職業訓練受講手当（月10万円）の対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者（本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下）については、 通所手当のみ受給可
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに受給可

[求職者支援資金融資]

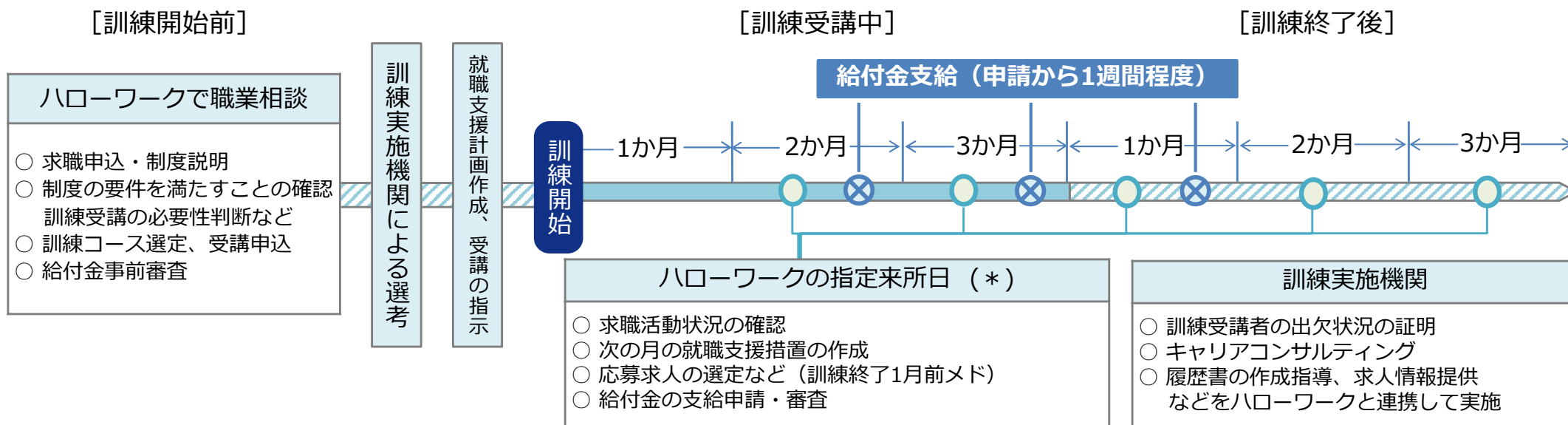
職業訓練受講手当を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、職業訓練受講手当に上乗せして資金を融資

・貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×職業訓練受講手当の受講予定訓練月数 ・利率2% ・担保・保証人は不要

訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークでは、職業訓練の情報提供や、訓練受講者ごとの就職支援計画の作成、訓練受講中における訓練実施機関と連携した支援など、訓練開始前から訓練終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型できめ細やかな支援を行う

就職支援のながれ（3か月訓練の例）

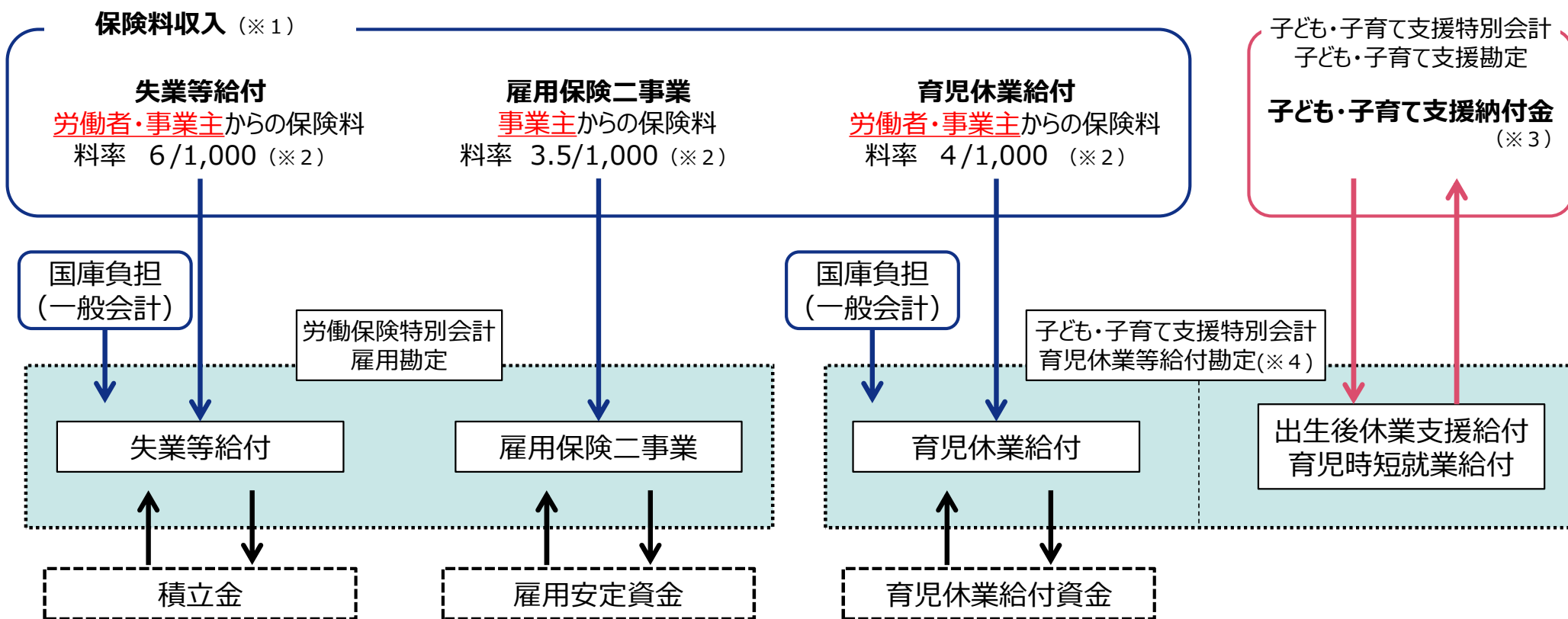


* 訓練終了後3か月までを就職支援期間として、月ごとに指定来所日を設定

雇用保険制度の財政運営

雇用保険制度の財政構造（再掲）

- 雇用保険では、失業等給付・雇用保険二事業・育児休業等給付を実施。失業等給付・雇用保険二事業を労働保険特別会計の雇用勘定で、育児休業等給付を子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定で経理。
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付が労働者・事業主折半、雇用保険二事業が事業主のみ。
- 出生後休業支援給付・育児時短就業給付は、子ども・子育て支援納付金が財源。



※1 労働保険料として、労災保険料と併せて労働保険特別会計徴収勘定に納入され、同特別会計雇用勘定に繰り入れられる。

※2 令和8年度の保険料率。毎年度の財政状況に応じて弾力的に変更できる仕組みとなっている。

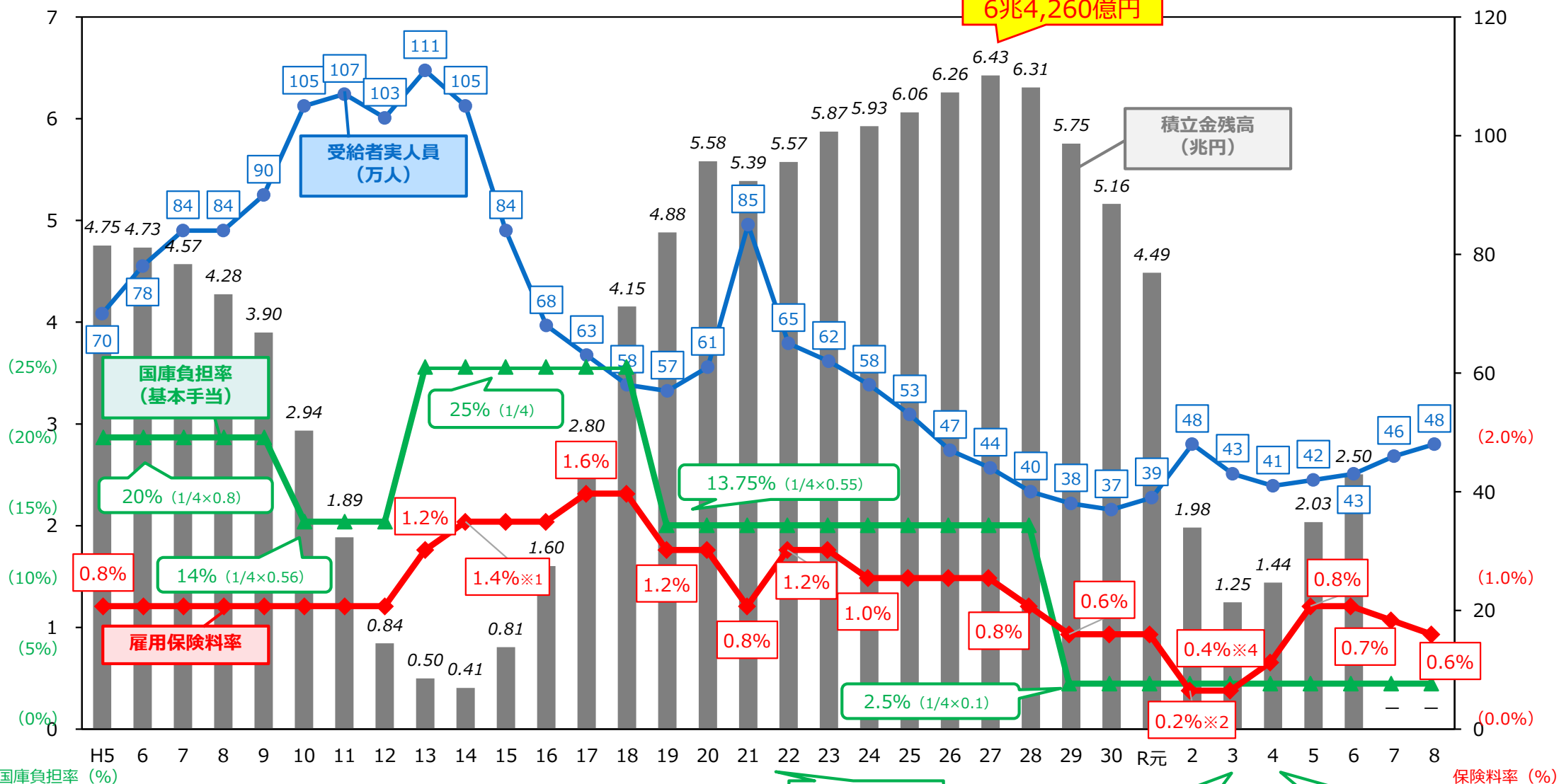
※3 令和8年度は、子ども・子育て支援納付金のほか、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用。

※4 育児休業等給付勘定において、雇用保険料は育児休業給付のみに、子ども・子育て支援納付金は出生後休業支援給付及び育児時短就業給付のみに、充てられる。

失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移

積立金残高（兆円）

受給者実人員（万人）



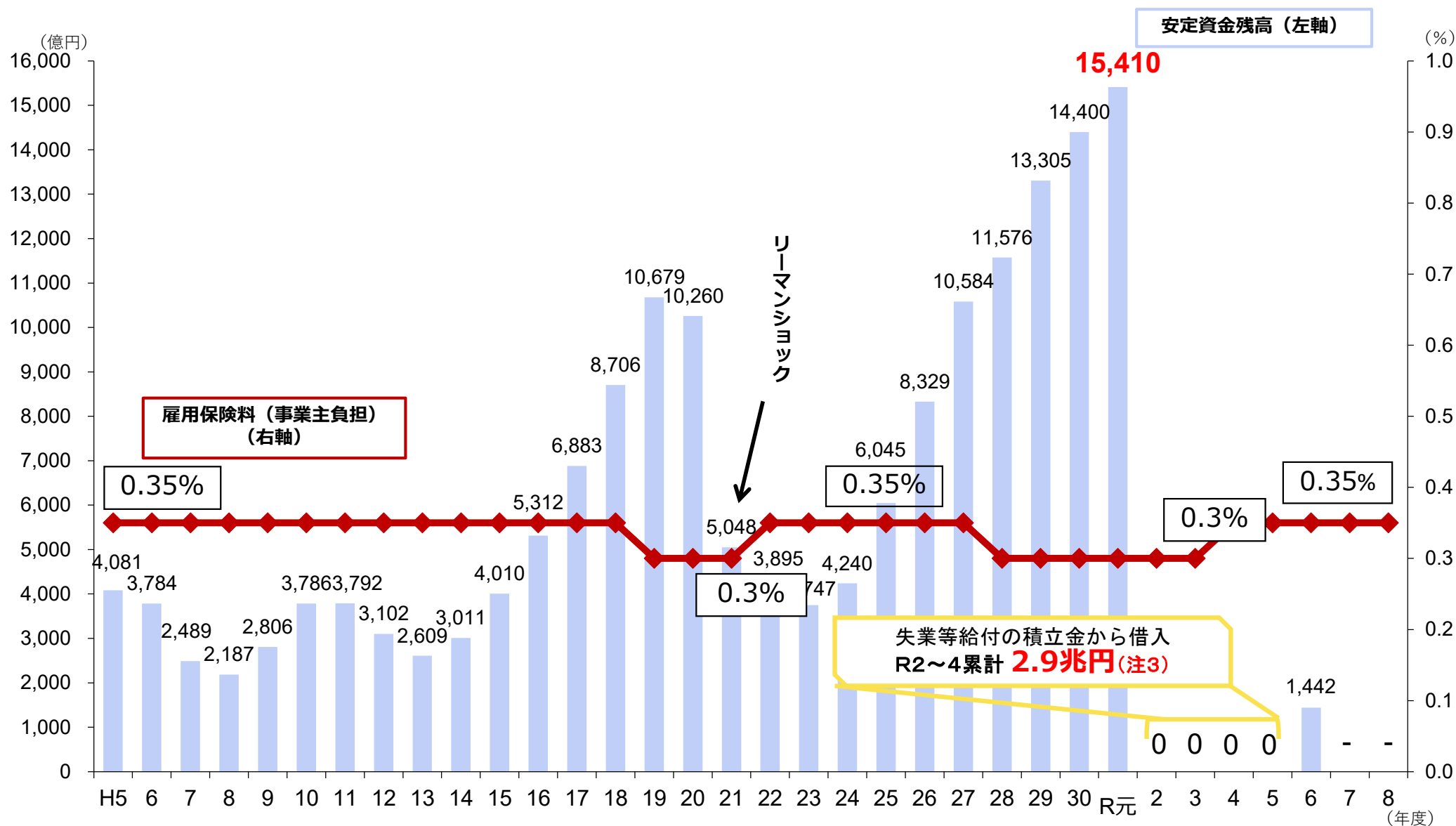
※1 平成14年度は10月から弾力条項により0.2%引上げ。
 ※2 令和2年度から育児休業給付費にかかる雇用保険料率(0.4%)を切り離している。
 ※3 国庫負担率は、基本手当分について掲記している。
 ※4 令和4年度の保険料率は、4～9月＝0.2%、10～3月＝0.6%であり、平均して0.4%としている。
 ※5 令和4年度以降の国庫負担割合は、雇用情勢及び雇用保険の財政状況に応じて1/4又は1/40(別途一般会計からの繰入も可能)であり、令和7年度は1/40。
 ※6 積立金残高は、令和6年度までは決算額。令和7年度以降は、今後決算額等を踏まえて確定するため、「—」としている。

(法改正による繰入れ) 3,500億円

〈令和3年度補正予算による繰入れ〉 1.7兆円

〈令和4年度第2次補正予算による繰入れ〉 0.7兆円

雇用安定資金残高及び 雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移

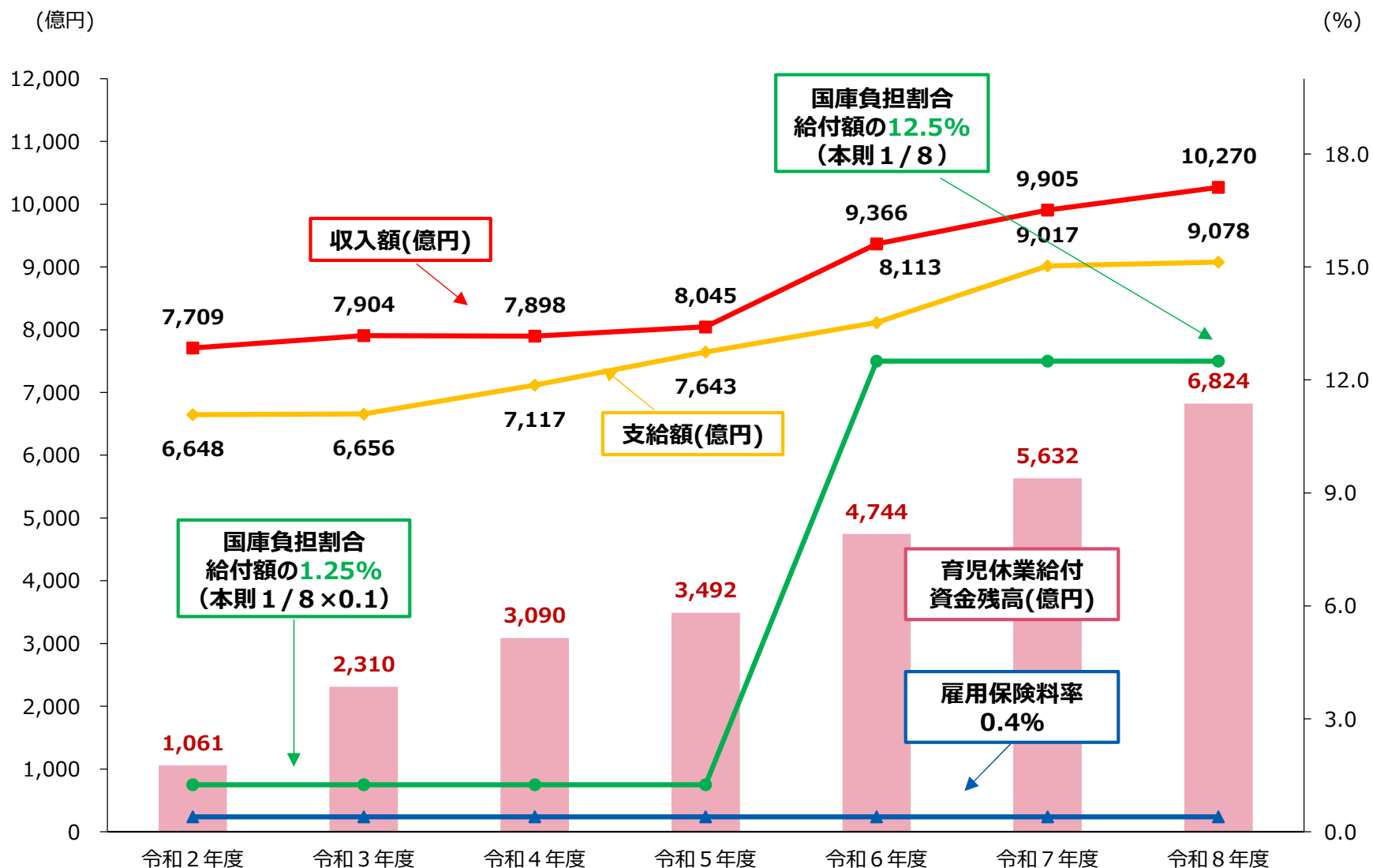


(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2～4年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1兆4,447億円、R4年度:590億円)を織り込んでいる。

(注3) 令和6年度までは決算額。令和7年度に雇用保険二事業で生じる剰余金のうち1/2を積立金へ返還予定であるが、具体的な返還額は令和7年度決算を踏まえ確定し、また、令和8年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは、令和9年度の予算編成過程において検討されるため、「安定資金残高」はいずれも「-」としている。

育児休業給付に係る 雇用保険料率、国庫負担割合、支給額及び育児休業給付資金残高の推移



(注1) 令和2年度から令和6年度までは、決算値である。

(注2) 令和7年度は、前年度の決算及び令和7年度当初予算を踏まえた見込額である。令和8年度は当初予算額である。

(注3) 育児休業給付の収支は、令和2年度以降、失業等給付と区分している(令和2年の雇用保険法改正)。

雇用保険料の弾力条項の考え方

1. 失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則 8/1000（労使折半）、5/1000（労使折半）、3.5/1000（事業者負担）。
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

失業等給付

$$\begin{array}{l}
 2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引下げ可能} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow -4/1000 \text{まで}) \\
 1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引上げ可能} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow +4/1000 \text{まで})
 \end{array}$$

二事業

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引下げ} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow -0.5/1000 \text{まで})$$

育児休業給付

$$1.2 < \frac{\begin{array}{l} \text{当該年度末積立金} + (\text{翌年度の保険料収入（見立て）} + \text{翌年度の国庫負担額（見立て）} - \text{翌年度の育児休業給付費（見立て）}) \\ + (\text{翌々年度の保険料収入（見立て）} + \text{翌々年度の国庫負担額（見立て）}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{翌々年度の育児休業給付費} \\ (= \text{当該年度の育児休業給付費} + (\text{翌年度における給付費の伸び（見立て）}) \\ + (\text{翌々年度における給付費の伸び（見立て）})) \end{array}} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率を} \\ \hline 4/1000 \text{とす} \\ \hline \text{ることが可能} \\ \hline \end{array}$$

雇用保険制度における国庫負担

現在の国庫負担の基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付等に要する費用の一部を負担している。

求職者給付 費用の1/4 or 1/40（基本手当、特例一時金）、1/3 or 1/30（日雇労働求職者給付金）

- 国庫負担割合は、雇用情勢等に応じて機動的な対応が可能な仕組みとして、以下のとおりとしている。
 - ・ 雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合※1 : 1/4（日雇は1/3）
 - ・ 上記以外の場合 : 1/40（日雇は1/30）
- ※1 以下のいずれも満たす場合。
 - ・ 雇用情勢：前々年度の受給者実人員が70万人以上
 - ・ 財政状況：前々年度の積立金の状況が、弾力倍率1未満
- ・ 一定の要件※2の下、上記とは別枠で機動的に国庫からの繰入ができる。
- ※2 保険料率が①本則の料率（8/1,000）以上若しくは②次年度に本則の料率となる見込み（＝前年度の弾力倍率が2以下）である場合、又は③積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合（前年度の弾力倍率が2を超える場合で、当該年度の雇用情勢等が急激に悪化している場合）。
 なお、この仕組みにより繰り入れた額は（※1）の弾力倍率の計算に含める。

育児休業給付 費用の1/8

- 国庫負担は、平成19年度～平成28年度の間本来の55%、平成29年度～令和5年度の間は時限的に本来の10%に引き下げていた。

雇用継続給付（介護休業給付に限る。）費用の1/8（令和8年度まで 1/80（＝1.25%））

- 当分の間、国庫負担は**本来の55%の額**に暫定的に引き下げている。（平成19年度～）
- 雇用保険法附則第15条において、「**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止する**」とされている。
- さらに、平成29年度から令和8年度までの間は、**時限的に本来の10%の額**に引き下げている。

求職者支援事業 費用の1/2（当分の間 11/40（＝27.5%））

- 当分の間、国庫負担は**本来の55%の額**に暫定的に引き下げている。（平成23年度～）
- ※ 平成29年度～令和3年度は時限的に本来の10%の額に引き下げていた。
- 雇用保険法附則第15条において、「**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止する**」とされている。

※ 以下の給付については、国庫負担は講じられていない。 高年齢求職者給付金、就職促進給付、高年齢雇用継続給付、教育訓練給付
 ※ 令和6年雇用保険法改正により、令和7年10月に施行する教育訓練休暇給付金に要する費用について、求職者給付と同様の国庫負担を行うこととしてい 41
 る（1/4又は1/40）。

労働保険特別会計雇用勘定における失業等給付関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 収支イメージ	8年度 予算
収 入	4,087	21,600	15,453	16,167	16,954	1.58兆円	1.42兆円
うち 保険料収入	3,809	3,908	7,801	15,885	16,686	1.52兆円	1.38兆円
うち 失業等給付に係る国庫負担金	230	17,550	7,444	185	183	0.02兆円	0.02兆円
支 出	15,180	14,520	12,913	13,450	13,692	1.56兆円	1.65兆円
うち 失業等給付費	13,826	13,093	11,552	11,931	12,165	1.34兆円	1.42兆円
差 引 剰 余	▲ 11,094	7,080	2,540	2,717	3,261	0.03兆円	▲0.23兆円
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給額)	▲13,951 (30,094)	▲14,447 (22,373)	▲590 (8,186)	0	0	0	0
雇用安定事業費からの返	0	0	0	3,212	1,442	－	－
積 立 金 残 高 (雇用安定事業費へ貸出計)	19,826 (13,951)	12,460 (28,398)	14,410 (28,988)	20,339 (25,776)	25,042 (14,039)	－ (－)	－ (－)

(注) 1. 上記表のうち令和2年度～6年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和7年度は前年度の決算及び令和7年度当初予算を踏まえた見込額。令和8年度は当初予算額。
2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。
3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
4. 令和7年度予算編成の大臣折衝において取り決められた免除額1兆円を、令和6年度の「雇用安定事業費へ貸出累計」から控除している。
5. 令和7年度に雇用保険二事業で生じる剰余金のうち1／2を積立金へ返還予定であるが、具体的な返還額は令和7年度決算を踏まえ確定するため、「雇用安定事業費からの返還」及び「積立金残高」欄は「－」としている。令和8年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは令和9年度の予算編成過程において検討されるため、「雇用安定事業費からの返還」及び「積立金残高」欄は「－」としている。
6. 令和8年度の差引剰余▲0.23兆円については、令和8年度予算時点で積立金より受け入れることを予定している。 7. 数値は、それぞれ四捨五入している。

労働保険特別会計雇用勘定における雇用保険二事業関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 補正後 収支イメージ	8年度 予算
収 入	26,900	32,664	14,187	8,558	7,815	0.82兆円	0.84兆円
うち 保険料収入	5,709	5,856	6,830	6,975	7,326	0.76兆円	0.80兆円
うち 一般会計より受入	6,956	5,227	1,377	0	0	0	0
うち 積立金より受入 (借り入れ)	13,951	14,447	590	0	0	0	0
支 出	42,310	32,664	14,187	5,346	4,931	0.64兆円	0.64兆円
うち雇用調整助成金等 (うち翌年度繰越 6,687)	36,782	27,333 (うち翌年度繰越 4,960)	8,845 (うち翌年度繰越 659)	557	165	130億円	145億円
(雇用調整助成金)	36,374	26,613	8,356	531	165		
うち 上記以外	5,528	5,330	5,342	4,789	4,766	0.63兆円	0.62兆円
差 引 剩 余	▲15,410	0	0	3,212	2,884	0.17兆円	0.21兆円
積 立 金 へ 返 還	0	0	0	3,212	1,442	－	－
安 定 資 金 残 高 (積立金からの借り入れ累計額)	0 (13,951)	0 (28,398)	0 (28,988)	0 (25,776)	1,442 (14,039)	－ (－)	－ (－)

(注) 1. 上記表のうち令和2年度～6年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和7年度は前年度の決算及び令和7年度当初予算、補正予算を踏まえた見込額。令和8年度は当初予算額。
2. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円、令和3年度から令和4年度に繰り越して支出する4,960億円、令和4年度から令和5年度に繰り越して支出する額659億円がそれぞれに含まれている。
3. 令和6年度の数値には、令和2年度から令和4年度に雇用調整助成金等の費用の一部として一般会計から繰入れられた残余の返還額は含まれていない。
4. 令和7年度予算編成の大臣折衝において取り決められた免除額1兆円を、令和6年度の「積立金からの借り入れ累計額」から控除している。
5. 令和7年度に雇用保険二事業で生じる剰余金のうち1／2を積立金へ返還予定であるが、具体的な返還額は令和7年度決算を踏まえ確定するため、「積立金へ返還」及び「安定資金残高」欄は「－」としている。
令和8年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは、令和9年度の予算編成過程において検討されるため、「積立金へ返還」及び「安定資金残高」欄は「－」としている。
6. 数値は、それぞれ四捨五入している。

子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収 入	7,709	7,904	7,898	8,045	9,366
うち保険料収入	7,615	7,812	7,799	7,941	8,342
うち育児休業給付に係る 国庫負担金	81	79	88	93	1,013
うち子ども・子育て支援 勘定からの繰入金	—	—	—	—	—
支 出	6,648	6,656	7,117	7,643	8,113
うち育児休業給付	6,437	6,452	6,948	7,494	7,944
うち出生後休業支援給付	—	—	—	—	—
うち育児時短就業給付	—	—	—	—	—
差 引 剰 余	1,061	1,249	780	402	1,252
育 児 休 業 給 付 資 金 残 高	1,061	2,310	3,090	3,492	4,744

7年度 収支イメージ	8年度 予算
1.07兆円	1.10兆円
0.86兆円	0.91兆円
0.11兆円	0.11兆円
0.08兆円	0.08兆円
0.98兆円	0.99兆円
0.89兆円	0.89兆円
0.02兆円	0.02兆円
0.05兆円	0.05兆円
0.09兆円	0.12兆円
0.56兆円	0.68兆円

(注) 1. 上記表のうち令和2年度～6年度は決算額。令和7年度は前年度の決算及び令和7年度当初予算を踏まえた見込額。令和8年度は当初予算額。

2. 令和6年度までは、労働保険特別会計雇用勘定における育児休業給付関係の数値。

3. 「子ども・子育て支援勘定からの繰入金」は、子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債の発行収入金。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

大臣折衝事項（令和6年12月25日）（抄）

8. その他

（４）労働

雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入額（2.9兆円）については、1兆円の控除を行い、残りの1.9兆円については、毎年度の雇用保険二事業の剰余金により返済を行うこととする。

当該控除については、特別会計法附則第20条の3第8項の規定に基づき、雇用勘定の財政状況及び雇用保険二事業の実施の状況を勘案するとともに、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、令和2年度から講じられた雇用調整助成金の特例措置が、

- ・ 国による全国的な休業要請などの未曾有の危機時における政策判断として、失業等給付の積立金の活用（雇用保険二事業への繰入れ）を含む前例のない雇用維持策であって、同特例措置が相当程度の失業を予防し、もって求職者給付等の代替機能を一定程度果たしたとみられること、
- ・ こうした特例措置による対応が令和3年度以降にまで長期間にわたって延長されることにより積立金から雇用保険二事業への繰入れも継続された結果、同年度以降において雇用保険臨時特例法に基づく一般会計からの任意繰入が発動され、当該任意繰入の果たした役割を踏まえた負担の調整が行われる必要があること、
- ・ さらに、雇用保険二事業に組み入れられた失業等給付の積立金のうち労働者が拠出した保険料に相当する部分については、最優先で保全されるべきであるとの意見を踏まえる必要があること

などを総合的に勘案し特例的な対応として行うものである。

また、毎年度の雇用保険二事業の剰余金の取扱いについては、

- ・ 今後の景気後退等における雇用調整助成金の支給等の急増に備えるため、
- ・ また、近年取り組んできた人への投資や就業調整への対応を含む労働力確保等に引き続き取り組むとともに、賃上げに向けた生産性向上対策等の事業者全体が抱える課題について、雇用保険二事業の対応力を高めつつ、政策的要請に機動的に対応していくため、

毎年度の予算編成過程において、失業等給付の安定的な運営に留意しつつ、検討を行うこととする。

こうした観点から、令和6年度決算において雇用保険二事業に差引剰余が生じた場合には、特別会計法附則第20条の3第6項ただし書きの規定に基づき、当該剰余の2分の1を雇用安定資金に組み入れることとし、残余の2分の1を失業等給付の積立金に繰り入れることとする。

（参考）令和 8 年度の雇用保険料率

	令和 7 年度	令和 8 年度
雇用保険料率（全体）	1.45%	1.35%
（内訳）		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.7 %	0.6 %
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4 %	0.4 %
二事業費充当徴収保険率	0.35%	0.35%

- （注 1）失業等給付費等充当徴収保険率及び育児休業給付費充当徴収保険率は、労使折半で負担。二事業費充当徴収保険率は、事業主のみが負担。
- （注 2）失業等給付費等充当徴収保険率は、法律上、0.8%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.4%まで引き下げることが、基準を下回る場合は1.2%まで引き上げることが、可能となっている。令和 6 年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたこと等を踏まえ、本則（0.8%）から0.2%引き下げ、0.6% とする（令和 7 年度（0.7%）から0.1%の引き下げ）。
- （注 3）育児休業給付費充当徴収保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第26号）により、令和 7 年度から保険料率を現在の0.4%から0.5%に引き上げる一方、実際の保険料率は弾力倍率が基準を上回る場合は0.4%に引き下げることが可能な仕組みが導入された。令和 6 年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたこと等を踏まえ、0.4%に引き下げ、令和7年度までと同じ保険料率とする。
- （注 4）二事業費充当徴収保険率は、法律上、0.35%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.05%引き下げることとなっており、更に必要がある場合には0.25%とすることが可能となっている。令和 6 年度決算を踏まえた弾力倍率は基準を超えなかったため、0.35%となる。